

## 東京ブランド推進会議設置要綱

27 産労観企第 118 号

平成 27 年 5 月 1 日

改正 30 産労観企第 764 号

平成 30 年 10 月 15 日

## (目的)

第 1 東京都は、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催と、さらにその先を見据え、海外に東京を強く印象づける「東京ブランド」を確立するための「東京のブランディング戦略」を策定しており、同戦略に基づき、民間事業者や関係団体等と、東京のブランディングや受入体制整備の推進等に関する情報共有や連携した取組を進めるため、東京ブランド推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 東京のブランディングの推進に係る事項
- (2) 東京の受入体制整備の推進に係る事項
- (3) その他、会議の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第 3 会議は、産業労働局長が別途委嘱する委員をもって構成する。

2 会議は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

## (委員の任期)

第 4 委員の任期は、第 3 の規定により委嘱を受けた日から当該年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (事務局)

第 5 会議の事務局は、東京都産業労働局観光部企画課とする。

## (招集)

第 6 会議は事務局が招集する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月15日から施行する。